

2020年10月15日

生活習慣病に備える健康年齢型商品をバージョンアップ！ 最新の治療に対応したがんの保障を上乗せする特約も発売

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2020年12月1日より、「ネオdeからだエール」（正式名称：無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険（2020））の販売を開始します。

「ネオdeからだエール」は、販売中の健康年齢型商品「からだプラス」（正式名称：無解約返戻金型7大生活習慣病入院一時給付保険）および「ネオde健康エール」（正式名称：無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険）をバージョンアップし、一本化した商品です。生活習慣病の中でも治療の進歩が著しいがんについて、最新の治療に対応して幅広く保障する特約を新設するなど、より幅広いお客さまニーズにお応えできるようになりました。

「ネオdeからだエール」のポイント

（1）がんなどの生活習慣病で入院された場合、一時金をお支払い！

がん（上皮内がん等を含む）、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患で入院された場合に入院一時給付金をお支払いします。生活習慣病は、早期に治療し、進行や病状の悪化を防止することが大切です。退院後も治療や再発予防が必要となることも少なくなく、一時金での備えが安心です。

（2）最新の治療も含めたがん治療に幅広く備える特約を新設！

生活習慣病の中でも特にがんについては、治療に関する研究の進歩も著しく、治療費負担が大きいケースも生じるようになってきています。そこで、がんの治療に対する備えを充実させる特約を新設しました。手術、放射線治療、抗がん剤治療と幅広い治療を保障対象とするとともに、患者申出療養制度による療養を新たに保障対象とするなど、公的医療保険適用外の最先端のがん治療のうち、その安全性が確保されていると考えられる治療については保障対象としました。

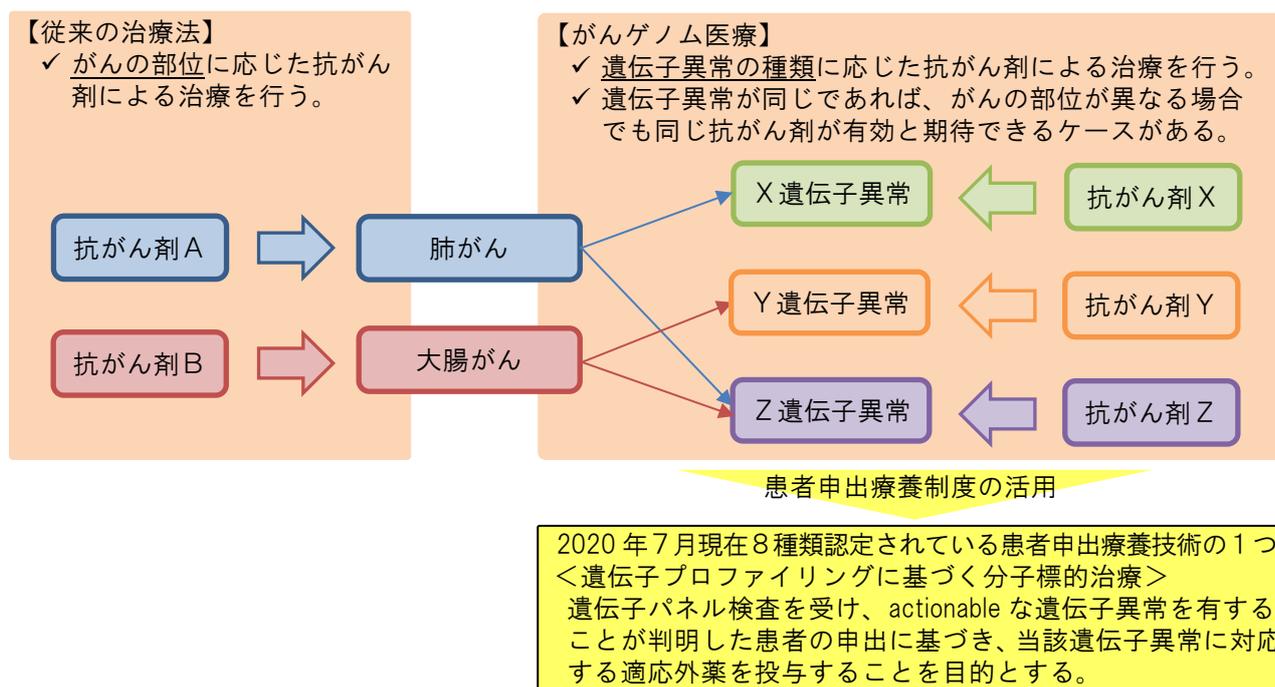
（3）健康年齢※が若くなるほど、更新後の保険料が安く！

契約時は被保険者の実年齢にもとづいて保険料を計算しますが、3年ごとの更新時には、健康診断結果等をもとに健康年齢を判定し、その健康年齢にもとづいて更新後の主契約の保険料を計算します。健康年齢を若く維持すればするほど、保険料が安くなるという、健康増進をサポートする仕組みを組み込んだ保険商品です。

■最新の治療に対応したがんの保障を上乗せする特約の新設について

がんの治療は、手術、放射線治療、抗がん剤治療の三大治療の中から、最適なものを選んだり、複数の治療を組み合わせたりして行われ、その多くは公的医療保険の適用の対象となります。一方、がんの治療についての研究の進歩は著しく、公的医療保険の適用対象とすることが適切かどうかを評価する段階の先進医療として実施される技術の中にはがんの治療を目的としたものが少なくありません。また、がんゲノム医療の研究が進み、公的医療保険適用外の抗がん剤であっても患者申出療養制度を活用するなどして投与されるケースが今後増えていくことが想定されます。医療技術の進歩を受けて、治療の選択肢は増えていますが、先進医療や患者申出療養制度として行われる治療や自由診療による治療を選択した場合には、公的医療保険適用外となることから治療費負担が大きくなり、経済的な理由により治療を諦めざるを得ないケースもあると考えられます。

<がんゲノム医療のイメージ>



がんゲノム医療は、がんの遺伝子変異を明らかにすることによって、一人一人の体質や病状に沿った治療を行うものです。遺伝子検査の結果、たとえば、肺がんに対しては公的医療保険の適用対象となる抗がん剤が、大腸がんに対して治療効果が期待できることが判明する場合がありますが、この抗がん剤を大腸がんに対して投与した場合、公的医療保険の適用対象とならない場合があります。このような場合に、公的医療保険を使わずに治療を受けるケースもありますが、患者申出療養制度の枠組みを使ってできるだけ簡便な手続きで治療効果が期待できる抗がん剤による治療が受けられるようにしようという取り組みも始まっています。患者申出療養制度は2016年4月に開始された制度ですが、がんゲノム医療の普及にともない、今後さらに活用が進むと期待されています。

このような最新の医療状況を踏まえ、今回新設する「がん治療特約」においては、公的医療保険適用外の治療であっても、患者申出療養制度を活用した治療や適応外薬による治療など、その安全性が確保されていると考えられる治療であれば保障対象とすることとしました。また、「がん先進医療・患者申出療養特約」においては、治療費が高額になる場合に備えられるよう、先進医療による療養や患者申出療養による療養を受けられた場合にはその治療にかかる費用の実費相当額をお支払いすることとしています。

これらの特約により、がんの治療にかかる費用に関する不安を軽減し、がん罹患された場合でも治療に専念できる環境をご提供したいと考えています。

■健康年齢®について

本商品における健康年齢は、株式会社JMDC（代表取締役社長：松島 陽介）が保有する健診データや診療報酬明細書（レセプト）等のデータを、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（代表取締役社長：大島 周）の分析技術を用いて分析し、個々人の健康状態を当社独自の「健康年齢」として示すことができるようにしたものです。

健康年齢の算出には、下表の健康診断結果等の検査項目を使用します。

【健康年齢判定に必要な検査項目】

検査項目		男性	女性	
体格（BMI）		○		
血圧	収縮期（最高）血圧	○		
	拡張期（最低）血圧	○	○	
尿検査	尿蛋白	○	○	
血液検査	血中脂質	HDL コレステロール	○	○
		中性脂肪		○
	肝機能	GOT	○	○
		γ-GTP	○	○
	血糖値	HbA1c	○	○

当社ウェブサイト上の健康年齢算出ページ（<https://neofirst.co.jp/sim/health.html>）にて、ご自身の健康診断等の検査結果を入力いただければ即時に健康年齢の算出が可能です。

なお、保険料は以下の通り決定します。

- （１） 主契約の保険料は、ご契約時は被保険者の実年齢にもとづいて計算し、更新後は被保険者の健康年齢にもとづいて計算します。ただし、被保険者の実年齢が70歳となる更新後は、健康年齢ではなく、その実年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。また、健康年齢には上限を設けており、更新時の実年齢+5歳が上限となります。更新時に健康診断結果等のご提出がない場合は、健康年齢の上限である更新時の実年齢+5歳が適用となります。
- （２） がん治療特約およびがん先進医療・患者申出療養特約の保険料は、健康年齢ではなく、被保険者の実年齢にもとづいて計算します。

ネオファースト生命は、「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会への発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

以 上

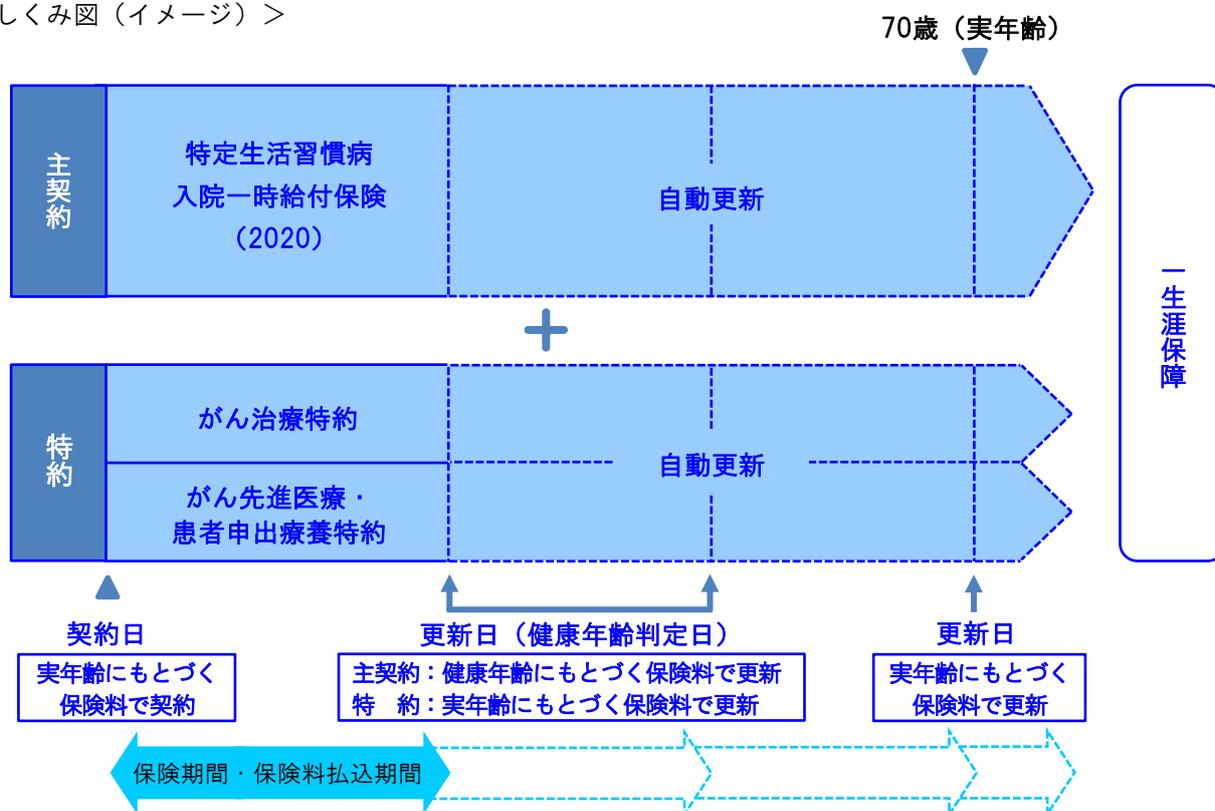


無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険（2020）

<特長としくみ>

- (1) 特定生活習慣病（がん（上皮内がん等を含みます）、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患）で入院された場合、入院一時給付金をお支払いします。入院一時給付金のお支払いは、1年に1回を限度として、がん（上皮内がん等を含みます）、心・血管疾患、脳血管疾患の場合は回数無制限、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患の場合は各疾患につき1回限度となります。
- (2) がん治療特約やがん先進医療・患者申出療養特約を付加することで、がんに手厚く備えることができます。
- (3) 3年ごとに自動更新し、更新時の実年齢が70歳の場合は「終身」に移行し、保障が一生続きます。
- (4) 更新時に被保険者の実年齢と健康診断結果等をもとに健康年齢を判定し、主契約の更新後の保険料は、その健康年齢にもとづいて計算されます（※1）。なお、健康年齢には上限を設けており、健康年齢判定日（※2）の実年齢+5歳が上限となります。また、更新時に健康診断結果等のご提出がない場合は、健康年齢の上限である更新時の実年齢+5歳が適用となります。
 - （※1）がん治療特約およびがん先進医療・患者申出療養特約の保険料は、健康年齢ではなく、被保険者の実年齢にもとづいて計算されます。
 - （※2）契約日および被保険者の実年齢が70歳となる年単位の契約応当日より前に到来する各更新日が健康年齢判定日となります。

<しくみ図（イメージ）>



※更新後の保険料は、更新時の保険料率によって計算されます。
 ※健康状態が維持・改善された場合でも実年齢の上昇により更新後の保険料は高くなる場合があります。
 ※更新後の保険期間は、更新前の保険期間（3年）と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の実年齢が70歳となる短期の保険期間に変更して更新します。
 ※更新日における被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身にして更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢である70歳に対応した保険料とします。
 ※給付金の支払限度等については、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

< 給付内容 >

■ 解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険（2020）

給付金	支払事由	支払額
入院一時給付金	つぎの（1）または（2）の特定生活習慣病の治療を目的として、1日以上入院されたとき。ただし、教育入院（*）を除きます。 （1）がん（上皮内がん等を含みます）、心・血管疾患、脳血管疾患 （2）糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患	入院一時給付金額 ・ 1年に1回限り ・ 左記（1）の場合、支払回数は通算無制限 ・ 左記（2）の場合、支払回数は各疾病につき、それぞれ1回限り

（*）「教育入院」とは、生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院をいいます。

■ がん治療特約

給付金	支払事由	支払額
がん治療給付金	がん（上皮内がん等を含みます）の治療を目的として、つぎのいずれかに該当する治療を受けたとき（*） （1）公的医療保険制度の対象となる手術 （2）公的医療保険制度の対象となる放射線治療 （3）つぎのいずれかに該当する抗がん剤治療 （ア）公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療 （イ）先進医療による療養に該当する抗がん剤治療 （ウ）患者申出療養による療養に該当する抗がん剤治療 （エ）がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療（適応外薬による治療） （4）抗がん剤治療に該当しない先進医療 （5）抗がん剤治療に該当しない患者申出療養	がん治療給付金額 ・ 1か月に1回限り

（*）この特約の責任開始期（主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）前にがんと診断確定された場合は、お支払いの対象となりません。

■ がん先進医療・患者申出療養特約

給付金	支払事由	支払額
がん先進医療給付金	がん（上皮内がん等を含みます）の治療を目的とする先進医療による療養を受けたとき（*1）	先進医療にかかる技術料と同額（*2）
がん患者申出療養給付金	がん（上皮内がん等を含みます）の治療を目的とする患者申出療養による療養を受けたとき（*1）	患者申出療養にかかる技術料と同額（*2）

（*1）この特約の責任開始期（主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）前にがんと診断確定された場合は、お支払いの対象となりません。

（*2）がん先進医療給付金およびがん患者申出療養給付金の支払額を通算して2,000万円を限度とします。

<保険料例>

■無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険（2020）

入院一時給付金額100万円、保険期間（保険料払込期間）3年、月払

男性				女性			
加入時		更新時		加入時		更新時	
実年齢	月払保険料	健康年齢	月払保険料	実年齢	月払保険料	健康年齢	月払保険料
20歳	1,285円	20歳	1,017円	20歳	1,739円	20歳	1,376円
30歳	1,544円	30歳	1,222円	30歳	1,901円	30歳	1,504円
40歳	2,090円	40歳	1,654円	40歳	2,093円	40歳	1,656円
50歳	3,193円	50歳	2,527円	50歳	2,664円	50歳	2,108円
60歳	5,197円	60歳	4,113円	60歳	3,340円	60歳	2,643円

男性	
更新時（※）	
実年齢	月払保険料
70歳	8,173円

女性	
更新時（※）	
実年齢	月払保険料
70歳	5,731円

（※）更新日における被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身にして更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢である70歳に対応した保険料とします。

■がん治療特約

がん治療給付金額10万円、保険期間（保険料払込期間）3年、月払

	加入時	
	男性	女性
20歳	119円	117円
30歳	135円	205円
40歳	203円	617円
50歳	408円	1,227円
60歳	1,077円	1,346円

■がん先進医療・患者申出療養特約

保険期間（保険料払込期間）3年、月払

	加入時	
	男性	女性
20歳	12円	20円
30歳	13円	22円
40歳	17円	32円
50歳	32円	44円
60歳	79円	58円

<その他>

- (1) 契約年齢：20～65歳（満年齢）
- (2) 保険期間・保険料払込期間：3年（※）

（※）更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の実年齢が70歳となる短期の保険期間および保険料払込期間に変更して更新します。また、更新日における被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身にして更新します。

以上

（注）この資料は2020年10月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。

（登）B20N3003(2020.10.8)